

関係する具体的施策
(重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組)

第4次犯罪被害者等基本計画			第5次犯罪被害者等基本計画(案)		
施策番号	項目	施策	通し番号	項目	施策
第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組			第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組		
1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)			1 心身に生じた被害の回復に関する施策(基本法第14条関係) <u>精神的・身体的被害からの回復に関する施策</u>		
69	犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供	厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいよう、医療機関の医療機能に関する情報をウェブサイト上で提供するとともに、関係機関において当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】	2-1	犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供	厚生労働省において、 犯罪被害者等が利用しやすいよう、医療機関の医療機能に関する情報 を <u>について、全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット(ナビイ)」を運用し、ウェブサイト上で提供するとともに、都道府県等の関係機関においてと当該情報を共有しつつ、関係府省庁と連携し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。【厚生労働省】</u>
43	地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	厚生労働省において、地域の格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。【厚生労働省】	2-2	地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	厚生労働省において、地域の格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。【厚生労働省】
44	救急医療における精神的ケアのための体	厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との連携体制の確保を図る。【厚	2-3	救急医療における精神的ケアのための体制の確	厚生労働省において、 救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との連携体制の確保を図

	制の確保	生労働省】		保	る。【厚生労働省】
39	P T S D 等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供	厚生労働省において、病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する医療機能情報提供制度を運用している。同制度においては、P T S D 等の疾病の治療に対応できる医療機関を検索することが可能となっており、引き続き同制度の周知に努める。【厚生労働省】	2-4	P T S D 等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供	厚生労働省において、 病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供する医療機能情報提供制度 においてを運用している。同制度においては、 P T S D 等の疾病の治療に対応できる医療機関を「 <u>医療情報ネット(ナビイ)</u> 」で検索することが可能 <u>でありとなっており</u> 、引き続き同制度 <u>を</u> の周知 <u>するに努める</u> 。【厚生労働省】
40	医療現場における自立支援医療制度の周知	P T S D 等の治療に係る自立支援医療（精神通院医療）制度については、厚生労働省において、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知（平成 28 年 4 月 28 日障精発 0428 第 1 号）により、犯罪被害者等が適切に同制度を利用できるよう、既に都道府県・指定都市等に周知依頼を行っているところであるが、再度周知徹底を依頼するなど、引き続き周知する。【厚生労働省】	2-5	医療現場における自立支援医療制度の周知	P T S D 等の治療に係る自立支援医療（精神通院医療）制度については、 厚生労働省において、「犯罪被害者等の P T S D 治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用について（周知依頼）」（平成 28 年 4 月 28 日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知 （平成 28 年 4 月 28 日障精発 0428 第 1 号）により を <u>発出し</u> 、犯罪被害者等が適切に同制度を利用できるよう、既に都道府県・指定都市等に周知依頼を行っているところであるが、再度 <u>周知徹底</u> を依頼するなど、 <u>引き続き周知を徹底</u> する。【厚生労働省】
42	犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センター	精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センターの職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促	2-6	犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の	精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援 <u>や関係機関との連携</u> が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センターの職員が犯罪被害者等支援に

	の職員の理解促進	すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センターの職員の理解促進を図る。【厚生労働省】		理解促進	関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センターの職員の理解促進を図る。【厚生労働省】
56	警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実	警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害の回復に資するため、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーが効果的に活用され、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度が効果的に運用されるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況や同制度の措置状況を毎年公表する。【警察庁】	2-7	警察部内のカウンセラーにおける性による犯罪被害者に対する等へのカウンセリングの充実	警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害の回復に資するため、都道府県警察に配置された公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーがについて、确实かつ十分な配置と効果的に活用され、警察によるカウンセリング費用の公費負担制度が効果的に運用されるよう、都道府県警察を指導するとともに、都道府県警察における部内カウンセラーの配置状況及び活用状況や同制度の措置状況をについて毎年公表する。【警察庁】
55	被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進	警察において、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。【警察庁】	2-8	被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進	警察において、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。【警察庁】
54	被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等	文部科学省において、被害少年等である児童生徒に対する心理的ケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教職員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなど、その内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】	2-9	被害少年等に対する学校における教育相談体制心理的ケアの充実等	文部科学省において、被害少年等である児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒に対する心理的ケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教職員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなど、その内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】

214	犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進	文部科学省において、犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、教育委員会が設置する教育支援センターによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】	2-10	犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進	文部科学省において、 犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒が不登校となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、教育委員会が設置する教育支援センターによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】
51	児童虐待への夜間・休日対応の充実等	厚生労働省において、虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との連携・協力体制の充実に努める。【こども家庭庁】	2-11	被害児童虐待への対応の医療ケア等の夜間・休日対応の充実等支援	厚生労働省において、 虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関との連携・協力体制の充実に努める。【こども家庭庁】
92	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等	内閣府及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力事案がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア等の支援の充実に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者等からの暴力事案への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携・協力を推進する。【内閣府、こども家庭庁】	2-12	児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等	内閣府及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力事案がその子供にも悪影響を及ぼすことに鑑み、子供に対する精神的ケア等の支援の充実に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センター等の配偶者等からの暴力事案への対応機関と児童相談所等の児童虐待への対応機関との連携・協力を推進する。 <u>配偶者等への暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、要保護児童対策地域協議会や配偶者暴力防止法に基づく法定協議会の活用等により、児童相談所、こども家庭センター、配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所等の連携の強化を促進する。</u> 【内閣府、こども家

					庭庁、 <u>厚生労働省</u> 】
57 (177)	性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供	厚生労働省において、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等による情報提供を行う。【こども家庭庁、厚生労働省】	2-13	性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供	厚生労働省において、 性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関する情報を得られるよう、保健所や <u>性と健康の相談センター女性健康支援センター</u> 等による情報提供を行う。 <u>また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月・令和5年3月一部改訂）に基づき、緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬局及び薬剤師について公表する。</u> 【こども家庭庁、厚生労働省】
			2-14	性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供	<u>予期せぬ妊娠の可能性が生じた女性が、緊急避妊薬に関する専門の研修を受けた薬剤師の十分な説明の上で、緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにするため、令和5年度から実施している緊急避妊薬の試行的販売の調査研究の調査結果を分析し、必要な見直しの検討を進めるとともに、悪用されないための対策や対面服用の必要性も含めて、必要な方に適切な形で届くようOTC化に向けて試行的販売の調査研究を継続的に実施し、更なる検討を進める。</u> 【厚生労働省】
58 (178)	性犯罪被害者への対応における看護師等の活用	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進する。	2-15	性犯罪被害者への対応における看護師等の活用	厚生労働省において、 内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活用について啓発を推進す

		【厚生労働省】			る。【厚生労働省】
59 (172)	ワンストップ 支援センター の体制強化	内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。【内閣府】	2-16	<u>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化による性犯罪・性暴力被害者への支援の充実</u>	内閣府において、関係省庁と連携し、ワンストップ支援センターについて、24時間365日対応化や拠点となる病院の整備促進、コーディネーターの配置・常勤化等の地域連携体制の確立、専門性を高めるなどの人材の育成や運営体制確保、支援員の適切な処遇等、運営の安定化及び質の向上を図る。また、全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」を周知するとともに、夜間・休日においても相談を受け付けるコールセンターの設置及び地域での緊急事案への対応体制の整備、各都道府県の実情に応じた被害者支援センターの増設等、相談につながりやすい体制整備を図る。さらに、全国共通短縮番号について、運用の在り方を検討する。 <u>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、個々の被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐことができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等の取組を支援する。また、産婦人科に加え、小児科、精神科等の多様な診療科における医療関係者及び医療機関に対し、研修や必要な情報の周知等により理解を増進し、性犯</u>

					<u>罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる充実を図る。【内閣府、厚生労働省】</u>
31	性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援	厚生労働省において、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者その他の相談者に対し、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、DVシェルター等を退所した者に対する家庭訪問や社会生活の場（地域活動の場、職場等）への同行、職員による相談対応・助言等、地域生活に定着させるための継続的な支援を一体的に行うために必要な協力を行う。【厚生労働省】	2-17	性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援	厚生労働省において、 地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者その他の相談者に対し、生活相談や行政機関への同行支援等の自立支援、DVシェルター等を退所した者に対する家庭訪問や社会生活の場（地域活動の場、職場等）への同行、職員による相談対応・助言等、地域生活に定着させるための継続的な支援を一体的に行うために必要な協力を行う。【厚生労働省】
45	自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等	国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。【国土交通省】	2-18	自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等	国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、 自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、 <u>独立行政法人自動車事故対策機構とともに</u> 、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図る ほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。 【国土交通省】
			2-19		<u>在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障</u>

					<u>害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。また、障害者が安心して希望する地域生活を送れるよう、引き続き支援の充実を図る。【国土交通省、厚生労働省】</u>
46	高次脳機能障害者への支援の充実	厚生労働省において、令和2年度から厚生労働科学研究費補助金で実施している「高次脳機能障害の診断方法と診断基準に資する研究」等を踏まえ、引き続き、患者・家族からの相談への対応や高次脳機能障害者への支援の普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」の実施を支援する。【厚生労働省】	2-20	高次脳機能障害者への支援の充実	厚生労働省において、令和2年度から厚生労働科学研究費補助金で実施している調査研究「高次脳機能障害の診断方法と診断基準に資する研究」等を踏まえ、引き続き、都道府県等における患者・家族等からの相談への対応や高次脳機能障害者への支援の普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」の取組実施を支援する。【厚生労働省】
70	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、医療機関や保険者に適切に対応する。また、「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知)に基づき、引き続き医療機関等に適切な対応を求める。さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行う。【厚生労働省】	2-21	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、医療機関や保険者に適切に対応する。また、「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知)に基づき、引き続き医療機関等に適切な対応を求める。さらに、医療安全支援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行う。【厚生労働省】
71		金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報をはじめとする個人情報の取扱いに関し、	2-22		金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報をはじめとする個人情報の取扱いに関

		損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、当該保険会社に対する検査・監督において適切に対応する。【金融庁】			し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、 当該保険会社に対する検査・監督において 適切に対応する。【金融庁】
2 安全の確保（基本法第15条関係）			2 安全の確保（基本法第15条関係） 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策		
			2-23	<u>犯罪被害者等と接する職員等に対するトラウマインフォームドケア教育等の促進</u>	<u>犯罪被害者等と接する関係機関・団体の職員等が、犯罪被害者等のトラウマ反応について理解し、二次的被害を防止しつつ、その心情に配慮した対応を行うため、関係府省庁と連携し、トラウマインフォームドケアについて学習する教材等を作成・周知するとともに、関係機関・団体における犯罪被害者等との関わりに応じた教育を促進する。【警察庁】</u>
107	職員等に対する研修の充実等	警察において、犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、犯罪被害者、遺族等による講演、警察本部の犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進めるとともに、二次的被害の防	2-24	<u>警察職員等に対する研修の充実等</u>	<u>警察において、犯罪被害者等へのに接する警察職員が適切な対応を確実に行うとともに、二次的被害を防止するため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、犯罪被害者、遺族等による講演、警察本部の犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、犯罪被害者等支援の体験記の配布等を充実させる。また、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育、性犯罪被害者への</u>

		止に努める。【警察庁】			支援要領についての教育等の充実を図りを充実させるとともに、犯罪被害者等による講演、犯罪被害者等に接する具体的場面を想定した対応要領に関する実践的教養及び犯罪被害者等支援の体験記等を活用した教養を継続的に推進し、職員の対応の改善を進めるとともに二次的被害の防止を努める。【警察庁】
110	職員等に対する研修の充実等	警察において、性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施する。【警察庁】	2-25		警察において、 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における学校教養等の研修を推進実施する。【警察庁】
111	(職員等に対する研修の充実等)	警察において、障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施する。【警察庁】	2-26		警察において、 障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における学校教養等の研修を推進実施する。【警察庁】
			2-27	海上保安庁の職員に対する研修の充実	海上保安庁の教育機関において、犯罪被害者等支援に係る授業等を行うとともに、職員の任用に応じて、犯罪被害者等支援に携わる者に対す

					<u>る実務者研修や、部署幹部職員に対する研修を実施する。また、メンタルヘルス対策官による心理的ケア等に関する研修を実施することにより、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上等を図る。【海上保安庁】</u>
112 (235)	職員等に対する研修の充実等	法務省において、二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。【法務省】	2-28	<u>検察官等の検察庁職員等に対する研修の充実等</u>	法務省において、 二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、 矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招いた講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の 地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。 <u>能力の向上に努める。また、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、その尊厳を重んじ、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識の向上を図る。【法務省】</u>
114 (149)	職員等に対する研修の充実	法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等	2-29		法務省において、 検察官に対する研修の中で、児童や <u>障害を持つ女性</u> の犯罪被害者等 <u>及び性犯罪</u>

—(236)—	等 検 察 官 対 する 児 童 及 び 女 性 の 犯 罪 被 害 者 等 へ の 配 慮 に 関 する 研 修 の 充 実	を熟知した専門家等による講義を行い、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】			<u>の被害者等</u> と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、 <u>犯罪被害者等の特性に応じた児童及び女性に対する</u> 配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】
115 —(148)—	職員等に対する研修の充実等 交通事件に関する講義の充実	法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】	2-30		法務省において、 副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】
113	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等への理解を深めることに資するセミナーを実施するとともに、積極的に検察官に市民感覚を学ばせつつ、幅広い視野、見識等をかん養させることを目的として、公益的活動を行う民間の団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどして、職員の対応の向上に努める。【法務省】	2-31		<u>(削除)</u> 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等への理解を深めることに資するセミナーを実施するとともに、積極的に検察官に市民感覚を学ばせつつ、幅広い視野、見識等をかん養させることを目的として、公益的活動を行う民間の団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどして、職員の対応の向上に努める。【法務省】
116	職員等に対する研修の充実等	法務省において、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検			<u>(統合)</u>

		察官等の意識の向上を図る。【法務省】			
165	矯正施設職員 に対する研修 等の充実	法務省において、矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を引き続き実施するとともに、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招くなど、犯罪被害者等の心情、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深められるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】	2-32	矯正施設、更生 保護官署職員等 に対する研修等 の充実	法務省において、 矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を引き続き実施するとともに、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招くなど、犯罪被害者等の心情、犯罪被害者等が置かれている状況等について理解を深められるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】
164	更生保護官署 職員に対する 研修等の充実	法務省において、仮釈放等の許可を判断する地方更生保護委員会の委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】	2-33		法務省において、 仮釈放等の許可を判断する地方更生保護委員会の委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】
198	被害者担当の 保護観察官及 び被害者担当 保護司に対す る研修等の充 実	法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実に行うことを目的として、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義等の研修を実施しているところ、引き続き、研修内	2-34		法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とした研修に <u>対し</u> ついて、犯罪被害者等支援の心情や犯罪被害者等が置かれている状況等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実に <u>行うことを目的として、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義等の研</u>

		容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、犯罪被害者等施策の適正な実施に努める。【法務省】			<u>修を実施しているところやトラウマインフォームドケアに関する講義を取り入れるなど、引き続き、研修内容の充実を図るとともに、犯罪被害者等支援に携わる関係機関等において実施されている研修等への参加を促すことなどにより、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の一層のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、犯罪被害者等施策の適正な実施に努める。図る。【法務省】</u>
117	職員等に対する研修の充実等	日本司法支援センターにおける犯罪被害者等支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修を実施する。【法務省】	2-35	<u>日本司法支援センターの職員等に対する研修の充実等</u>	日本司法支援センターにおける犯罪被害者等支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修や犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取することに資する研修を実施する。【法務省】
			2-36	<u>公共交通事故被害者等支援研修の充実</u>	<u>公共交通事故被害者支援室にて、支援に携わる職員を対象に年2回実施している公共交通事故被害者等支援研修において、有識者からのトラウマインフォームドケアについての講義や、事故被害者やそのご家族からお話を聞く講義を設けることで、被害者等への心のケアやトラウマインフォームドケアについての理解、浸透を図る。【国土交通省】</u>
			2-37	<u>交通事故相談員</u>	<u>交通事故被害後の心情に寄り添った相談支援に</u>

				<u>に対する研修等の充実</u>	<u>対して適切に対応するため、地方公共団体の交通事故相談員を対象とした研修等を実施する。【国土交通省】</u>
			2-38	<u>法曹関係者に対する犯罪被害者等の理解促進</u>	<u>法曹養成のための教育において、犯罪被害者等について理解を深めるよう、法科大学院等に対し、犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じて理解向上を促す。【文部科学省】</u>
			2-39	<u>医療関係者に対する犯罪被害者等の理解促進</u>	<u>医学生や看護学生を含む医療関係者が犯罪被害者等の心情やトラウマインフォームドケア等について理解を深めるよう、医療機関や大学等の養成に関わる機関・団体に対し、犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じて、医療関係者の理解促進を図る。【文部科学省、厚生労働省】</u>
211 (237)	学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、必要に応じて学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。また、教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じて教職員の理解を深め、指導	2-40	学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、必要に応じて学校の教員の加配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。また、教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等 <u>の心理的ケア</u> <u>に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等</u>

		力の向上に努める。【文部科学省】			<u>の実施、犯罪被害に遭った児童生徒等への対応等に係る周知等</u> を通じて教職員の理解を深め、 <u>対応力の向上を図る指導力の向上に努める</u> 。【文部科学省】
120	女性警察官の配置等	警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用並びに産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体、ワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】	2-41	<u>女性警察官の配置捜査における配慮等</u>	警察において、 警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用並びに産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体、 <u>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】</u>
121	被害児童からの事情聴取における配慮	警察庁、法務省及び厚生労働省において、警察、検察庁、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施するほか、被害児童からの事情聴取に際しては、場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を進める。【警察庁、法務省、こども家庭庁】	2-42	被害児童からの事情聴取における配慮	警察庁、法務省及び厚生労働省において、 警察、検察庁、児童相談所等の <u>連携体制を強化するとともに、警察、検察庁、児童相談所は、医療、福祉等の関係機関が被害とも事案に応じて連携しつつ、被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関警察、検察庁又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を国として支援する。実施するほか、被害児童からのまた、事情聴取に際しては、児童が精神的負担を感じにくい聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を進める</u> 継続して推進する。 <u>さらに、被害者等となった児童から最初に話を</u>

					<u>聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を図る。【警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省】</u>
3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第 19 条関係）			3 再被害の防止等の完全確保に関する施策保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第 19 条関係）		
78	警察における再被害防止措置の推進	警察において、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設等と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応に努める。 【警察庁】	2-43	警察における再被害防止措置の推進	警察において、同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設等と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、 <u>事案に応じた柔軟な対応に努める加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施する。【警察庁】</u>
			<u>2-43</u> <u>-2</u>	<u>(新規)</u>	<u>ストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案については、認知した段階では危害が加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙による加害行為の防止や被害者の保護措置等の組織的な対応を推進す</u>

					<u>る。また、被害者等の安全確保をより確実にするため、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進する。【警察庁】</u>
79	警察における保護対策の推進	警察において、暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。【警察庁】	2-44	警察における保護対策の推進	警察において、暴力団等による 危害犯罪の被害者に対する報復等を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。【警察庁】
80 (134)	保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	加害者の保釈申請がなされた場合には、法務省において、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請の結果を犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するよう努める。【法務省】	2-45	保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	加害者の保釈申請がなされた場合には、 法務省において、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、 保釈申請の結果を速やかに犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層配慮するよう <u>に</u> 努める。【法務省】

76	加害者に関する情報提供の適正な運用	法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う受刑者の釈放予定、帰住予定地、仮釈放中の特異動向等の情報提供や、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への連絡について、関係者への周知徹底を図り、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。【警察庁、法務省】	2-46	加害者に関する情報提供の適正な運用	法務省において、 再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う受刑者の釈放予定、帰住予定地、仮釈放中の特異動向等の情報提供や、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への連絡について、関係者への周知徹底を図り、引き続き、円滑かつ適正な運用に努める。【警察庁、法務省】
102	再被害の防止に資する適切な加害者処遇	地方更生保護委員会又は保護観察所において、事案に応じ、犯罪被害者等の安全確保に必要な仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の適切な設定に努めるとともに、保護観察所において、当該事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】	2-47	再被害の防止に資する適切な加害者処遇	地方更生保護委員会又は保護観察所において、事案に応じ、犯罪被害者等の安全確保に必要な仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の適切な設定に努めるとともに、保護観察所において、当該事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】
103	(再被害の防止に資する適切な加害者処遇)	ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放された者及び保護観察付執行猶予となった者については、犯罪被害者等との接触の禁止等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であることから、保護観察所及び警察が緊密かつ継続的に連携し、当該者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。【警察庁、法務省】	2-48		ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施設に収容され仮釈放された者及び保護観察付執行猶予となった者については、犯罪被害者等との接触の禁止等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であることから、保護観察所及び警察が緊密かつ継続的に連携し、当該者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。【警察庁、法務省】

100	再被害の防止に資する教育の実施等	内閣府において、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進めるとともに、地方公共団体において民間の団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインを策定するなど、本格実施に向けた検討を行う。【内閣府】	2-49	再被害の防止に資する教育の実施等	内閣府において、配偶者等からの暴力事案の被害者に対する支援の一環として、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進めるとともに、地方公共団体において民間の団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインを策定するなど、本格実施に向けた検討を行う。 <u>被害者支援の一環として、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラムについて、その必要性や実施に当たっての留意事項等について理解の促進を図り、各地域における実施を推進する。【内閣府】</u>
82	再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化	警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。【警察庁、文部科学省】	2-50	再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化	警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。 <u>また、犯罪被害等の個々の少年が抱える問題に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年に対する指導・助言を行う。【警察庁、文部科学省】</u>
81		警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童	2-51		警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児

		等の保護に関する警察、婦人相談所、児童相談所等の連携について、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層の強化を図る。【こども家庭庁、警察庁、厚生労働省】			童等の保護等に関する警察、 <u>婦人相談所女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター</u> 、児童相談所等の連携について、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層の強化を図る。【 <u>内閣府</u> 、警察庁、こども家庭庁、厚生労働省】
105	再被害防止のための安全確保方策の検討	内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案をはじめ、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、他の関係省庁の協力も得て、犯罪被害者等の安全確保方策について検討する。【内閣府、警察庁、法務省】	2-52	再被害防止のための安全確保方策の検討	内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案をはじめ、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等を把握した上で、他の関係省庁の協力も得て、犯罪被害者等の <u>効果的な</u> 安全確保方策について <u>引き続き</u> 検討する。【内閣府、警察庁、法務省】
25 —(90)—	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の適正な運用に努める。【こども家庭庁、厚生労働省】	2-53	<u>被害直後及び中期的な居住場所の確保犯罪被害者等の一時保護の実施</u>	<u>厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所児童相談所</u> による一時保護や <u>婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の適正な運用を図るに努める</u> 。【こども家庭庁、 厚生労働省 】
26 —(91)—		厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、児童相談所の一時保護所において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を推進する。【こども家庭庁】	2-54		<u>厚生労働省において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等に基づき、児童相談所の一時保護所保護施設</u> において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を推進する。【こども家庭庁】
27		厚生労働省において、婦人相談所における被害女性の安全の確保や心理的ケアが十分に行われるよ	2-55		<u>厚生労働省において、婦人相談所女性相談支援センター</u> における被害女性の安全の確保や心理

		う、婦人相談所の体制を整備し、夜間・休日を含む緊急時についても、適正かつ効果的な一時保護を実施する。【厚生労働省】			的ケアが十分に行われるよう、 <u>婦人相談所女性相談支援センター</u> の体制を整備し、夜間・休日を含む緊急時についても、適正かつ効果的な一時保護を実施するとともに、 <u>女性自立支援施設及び民間シェルター等への一時保護委託の適切な運用に努める</u> 。【厚生労働省】
83	犯罪被害者等に関する情報の保護	法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることのないように求める制度や、性犯罪等の事件の公開の法廷では氏名、住所その他被害者の特定につながる事項を明らかにしない制度について周知徹底を図るとともに、訴訟関係者への注意喚起を含め、これらの制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図る。また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正な運用に努める。さらに、更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報適切に管理するよう周知徹底を図る。【法務省】	2-56	犯罪被害者等に関する情報の保護	法務省において、 証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることのないように求める制度や、性犯罪等の事件の公開の法廷では氏名、住所その他被害者の特定につながる事項を明らかにしない制度について周知徹底を図るとともに、訴訟関係者への注意喚起を含め、これらの制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図る。また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、 <u>これらの制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図る</u> 。さらに、更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報適切に管理するよう周知徹底を図る。【法務省】
84		法務省において、検察官が、ストーカー事案について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じた適切な処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切な対応に努める。【法務省】	2-57		法務省において、 検察官が、ストーカー事案等について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じて、 <u>適切な起訴・不起訴等の刑事</u> 処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切 な

					に対応するように努める。【法務省】
85		日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。【法務省】	2-58		日本司法支援センターにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。【法務省】
86		総務省において、引き続き、市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」制度及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）について、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の保護の徹底がなされるよう、必要に応じて手続を周知する。【総務省】	2-59		総務省において、引き続き、 市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」制度及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて」（平成 29 年 9 月 29 日付け総務省自治行政局選挙部選挙課長通知）について、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の保護の徹底がなされるよう、必要に応じて手続を周知する。【総務省】
87		法務省において、引き続き、市区町村における「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第 48 条第 2 項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 23 日付け法務省民事局民事第一課補佐官（戸籍担当）事務連絡）に基づく手続、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 2 項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害	2-60		法務省において、引き続き、 市区町村における「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第 48 条第 2 項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」（平成 24 年 3 月 23 日付け法務省民事局民事第一課補佐官（戸籍担当）事務連絡）に基づく手続、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 2 項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならない

		者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」(平成 27 年 3 月 31 日付け法務省民事局民事第二課長通知) 等に基づく取組及び「DV 被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」(平成 25 年 9 月 20 日付け法務省民事局商事課長通知) に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【法務省】			が、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」(平成 27 年 3 月 31 日付け法務省民事局民事第二課長通知) 等に基づく取組及び「DV 被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」(平成 25 年 9 月 20 日付け法務省民事局商事課長通知) に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【法務省】
88		国土交通省において、引き続き、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書」の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成 26 年 7 月 11 日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知) や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書」の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成 27 年 1 月 26 日付け国土交通省自動車局整備課長通知) に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【国土交通省】	2-61		国土交通省において、引き続き、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書」の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて 」(平成 26 年 7 月 11 日付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知) や、軽自動車検査協会における「検査記録事項等証明書」の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成 27 年 1 月 26 日付け国土交通省自動車局整備課長通知) に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【国土交通省】
89		警察による被害者の実名発表・匿名発表について			<u>(再掲のため削除)</u>

(274)		は、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】			
			2-62	<u>教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推進</u>	<u>令和6年6月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）において、学校や保育所をはじめ、一定の教育・保育を提供する事業者に対して、その従事者によるこどもへの性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日ごろからの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認が義務付けられるところ、措置の具体的な内容等については、有識者の意見を伺い、関係省庁とも連携しながら、検討し、その適正な運用を促進する。【こども家庭庁】</u>
77	警察における再被害防止措置の推進	警察において、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努める。【警察庁】	2-63	<u>警察における再被害防止措置の推進</u>	<u>（削除）</u> <u>警察において、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省から情報提供を受け、定期的な所在確認を実施する。また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に</u>

					努める。【警察庁】
--	--	--	--	--	-----------